



本通知に関するお問い合わせ先は、裏面または封筒をご覧ください。
記載事項に不服がある場合、納期限までに納付されなかった場合の措置に関するご案内は、裏面をご確認下さい。

(単位：円)

賦課期日住所・氏名

▼備考

--

通知書番号

金融機関名 (支店名)			
口座番号		振替方法	
(口座名義人)			

年 税 額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限							

▼一括で納めていただく場合

※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

全期前納納期限	全期前納納付額	*****	*****
---------	---------	-------	-------

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

年金より特別徴収される額				
--------------	--	--	--	--

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

年金より特別徴収される額				
--------------	--	--	--	--

(単位：円)

▼所得金額等

給 与 取 入			
公 的 年 金 等 取 入			
合 計 所 得 金 額			
繰 越 損 失 額			
総 所 得 金 額 等			

▼所得控除等

控 除 合 計			

▼扶養親族該当区分

▼本人該当区分

控 配	老 配	特 定	同 老	老 人	16歳未	そ の 他	同 障	特 障	他 障	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	勤 労 学 生
-----	-----	-----	-----	-----	------	-------	-----	-----	-----	---------	-----	-----	-----	---------

▼算出税額

税 額 控 除 前 所 得 割 額			
所 得 割 額			
均 等 割 額			
森 林 環 境 税			
減 免 額 ・ 免 除 額			
年 税 額 (住 民 税 及 び 森 林 環 境 税 の 額)			
給 与 ・ 公 的 年 金 等 からの 特 別 徴 収 税 額			
差 引 普 通 徴 収 税 額 (本 年 度 納 め て い た だ く 額)			
控 除 不 足 額			
(う ち 還 付 額)			

▼課税標準額

1. 納税義務者

- (1)特別区民税・都民税・森林環境税は当該相当年度の1月1日現在（令和7年度の場合は令和7年1月1日）に
- ①世田谷区内に住所（生活の本拠をいう。民法第22条）を有する個人に対しては、均等割額、所得割額及び森林環境税額が課税されます。
 - ②世田谷区内に事務所、事業所を有する個人で、世田谷区内に住所を有しない方に対しては、均等割額が課税されます。
（地税第24条・第39条・第41条・第294条・第318条・319条、都例第24条の2・第24条の7、区例第9条・第26条）
- (2)次の方は課税されません（以下の金額は令和7年度の場合です）。
- ①当該相当年度の1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - ②当該相当年度の1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親に該当する方で前年の合計所得が135万円以下の場合
 - ③前年の合計所得金額が〔35万円×（扶養親族等の数+1）+10万円+21万円〕以下の方
※扶養親族等には、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含む。
また、扶養親族等がない場合は、上記算式で21万円を加算しない。
 - ④前年の総所得金額が〔35万円×（扶養親族等の数+1）+10万円+32万円〕以下の方は、所得割が課税されません。
※扶養親族等には、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含む。
また、扶養親族等がない場合は、上記算式で32万円を加算しない。
（地税第24条の5・第295条、区例第10条）

2. 納付の方法（地税第319条・第319条の2・第321条の7、区例第27条・第35条）

今まで特別徴収の方法（勤務先で6月から翌年5月まで毎月の給与より差し引く）で納めていた方が退職または転勤等で特別徴収できなくなった場合は、その徴収できなくなった税額を普通徴収の方法（同封の納付書を使用）で納めていただくことになります。

3. 納期（地税第320条、区例第28条）

普通徴収の納期は、6月、8月、10月及び翌年の1月です。各納期の月末が納期限となります。

4. 減免申請について（地税第323条、区例第36条）

減免を受けようとする方は、納期限までに世田谷区長に減免申請書を提出しなければなりません。

5. 記載事項に不服がある場合（地税第19条）

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に世田谷区を被告として（世田谷区長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

6. 納期限までに納付されなかった場合の措置（地税第20条の4の2・第41条・第326条、区例第8条・付則第2条の2）

- (1)この税金を納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その税額（1,000円未満の端数は切り捨て）に年14.6%を上限として延滞金特例基準割合※に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1箇月を経過する日までは、年7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合）で計算した金額（100円未満の端数は切り捨て）に相当する延滞金が増加されます。ただし、税額が2,000円未満の場合、又は延滞金が1,000円未満の場合は増加されません。
 - (2)納期限までにこの税金を完納しないため督促状を受け、かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には財産等の調査・処分を行う場合があります。
- ※延滞金特例基準割合…各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

〔本文中の「地税」は「地方税法」、「都例」は「東京都都税条例」、「区例」は「世田谷区特別区税条例」を示します〕

お問い合わせ先

課税内容については・・・世田谷区役所 課税課（お住まいの地域の担当係※）

課税第1係 TEL 03 (5432) 2169

課税第2係 TEL 03 (5432) 2174

課税第3係 TEL 03 (5432) 2184

※お住まいの地域で担当係が異なります。お手数ですが、封筒の裏面または同封のご案内をご覧ください。

期限内納付が難しい方は・・・世田谷区役所 納税課 納税相談係 TEL 03 (5432) 2208

口座振替については・・・世田谷区役所 納税課 収納・税証明係 TEL 03 (5432) 2197